



日本のまんなか
水と緑といで湯の街渋川市

令和4年2月第3回市長定例記者会見

- ・日時 令和4年2月21日(月)
午後1時
- ・場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 令和4年度から「移住者住宅支援事業助成金」の要件を拡充します(資料1)
- 2 若者定住者の増加を図るため令和4年度から定住支援施策を拡充します(資料2)
- 3 インターネット上の誹謗中傷等の被害者を支援する事業を開始します(資料3)
- 4 マイナンバーカードを利用した住民票の写し等のコンビニ交付サービスを開始します(資料4)
- 5 令和4年臨時日曜窓口の開設と市民サービスの向上を目的とした窓口サービスの実施状況をお知らせします(資料5)
- 6 ふるさと再発見 渋川の偉人展第9回目として
「上毛民俗学の父 今井善一郎顕彰展」を開催します(資料6)

○次回開催予定

日時：令和4年2月28日(月)午後1時～

場所：本庁舎記者会見室

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
2月21日(月)	9:00	庁議	庁議室	秘書室
	13:00	市長定例記者会見	記者会見室	秘書室
	16:00	コンプライアンス推進委員会	庁議室	人事課
2月22日(火)	10:00 終了後	広域組合議会:2月定例会 広域組合議員全員協議会	勤労福祉センター 勤労福祉センター	広域組合 広域組合
2月23日(水)				
2月24日(木)				
2月25日(金)	10:00	議会運営委員会	第1委員会室	議会事務局
	13:30	第43回政策戦略会議	庁議室	秘書室
	15:15	令和3年度はしご車配車式	渋川広域消防署本署	広域組合
	16:30	叙勲伝達式	市長応接室	秘書室
2月26日(土)				
2月27日(日)				
2月28日(月)	9:00	庁議	庁議室	秘書室
	13:00	市長定例記者会見	記者会見室	秘書室

資料1

担当：総合政策部政策創造課 課長 佐藤 多恵子 電話0279-22-2401 内線2420

令和4年度から「移住者住宅支援事業助成金」の要件を拡充します

市の人口減少を抑制し、移住者の増加を図るため、移住者の生活安定及び居住環境の充実を支援することを目的に実施している「移住者住宅支援事業助成金」について、令和4年度から要件を拡充します。

1 概要

市の人口減少を抑制し、定住人口の増加を図るため、移住者の生活安定及び居住環境の充実を支援することを目的に住宅等を取得して市外から転入してきた方を対象に助成金を交付します。令和4年度は、これまでの事業から更なる加算項目の新規創設、拡充をし、移住者への支援の充実を図ります。

2 制度概要

(1) 制度名称 移住者住宅支援事業助成金

(2) 対象者

市外から住宅を取得（新築、中古住宅の購入）して転入してきた方

(3) 対象住宅

- ・ 玄関、台所、トイレ、浴室及び居室の床面積が50㎡以上の住宅
- ・ 住宅の所有権保存登記または移転登記から1年以内の住宅

(4) 基本額 10万円

(5) 加算額 下記から合計で最大110万円

※さらに特別地域加算として、市内過疎地域に認定された地域（伊香保・小野上・赤城地区）に住宅を取得した場合には、100万円を下記とは別に追加で交付します

No.	加算名称	要件	加算額	備考
1	居住誘導区域加算	市が指定する居住誘導区域内に住宅を取得した場合	10万円	新規
2	県外移住者支援	転入前の自治体が県外にある場合	20万円	新規
3	県外勤務支援	移住後も勤務先が県外にある場合	20万円	新規
4	多世代移住支援	3世代以上で移住してきた場合	10万円	新規
5	大家族移住支援	住民票上で6名以上で移住してきた場合	10万円	新規
6	子育てシングル パパママ支援	申請者が未婚状態で、同一世帯に15歳以下のこどもがいる場合	10万円	新規
7	子育て加算	同一世帯に15歳以下のこどもがいる場合	1人10万円 (R3年度5万円)	拡充
8	市内業者利用	新築限定。市内に事業所を有する法人又は個人事業主（媒介業者を除く）	30万円 (R3年度20万円)	拡充
9	若者支援	申請者が30歳以上40歳未満で10万円 30歳未満の方は20万円	最大20万円	継続
10	中古住宅取得支援	中古住宅の取得で10万円 渋川市空き家バンクの登録物件は30万円	最大30万円	継続
11	テレワーク勤務支援	自己の意思で移住し、テレワークしている場合（転勤や出向は対象外）	20万円	継続
12	普通自動車免許取得支援	移住のために免許を取得した場合	20万円	継続
13	ペーパードライバー 講習受講支援	移住のために自動車教習所でペーパードライバー講習を受けた場合	3万円	継続

※網掛け部分は渋川市独自の支援です

3 令和4年度予算案計上額 3,823万円

4 施行予定年月日 令和4年4月1日

5 令和3年度交付状況（令和4年2月10日時点）

(1) 交付件数 72件、移住者185人

(2) 交付済額 2,180万円

(3) 移住先地区内訳

地区名	件数	人数
渋川地区	43	118
伊香保地区	1	1
小野上地区	1	1
子持地区	11	29
赤城地区	5	7
北橘地区	11	29
合計	72	185

資料2

担当：総合政策部政策創造課 課長 佐藤 多恵子 電話0279-22-2401 内線2420

若者定住者の増加を図るため 令和4年度から定住支援施策を拡充します

人口減少を抑制し若者定住者の増加を図るため、令和4年度から、空家跡地の活用に対する補助の新設や市内での新生活支援に対する要件を拡充し、若者定住者の増加を図ります。

1 概要

渋川市は、加速する少子高齢化や若者世帯の市外流出による人口減少に歯止めをかけるため、市外からの移住者や若者定住者への様々な支援を実施しています。より多くの若者定住者を市内に呼び込み、持続可能な地域を維持していくため、令和4年度予算案に新たな助成や既存の助成を拡充する経費を計上しました。

2 施策内容

(1) 空家跡地活用定住者住宅支援事業助成金（新規）

- ・概要 市内の空家対策と定住促進を同時に推進するため、空き家を解体し、その跡地に住宅を取得した方に加算額含め最大60万円の助成金を交付
- ・対象者 ①市内に住民登録し、2年以上経過している
②新築での居住を開始した40歳未満の建物所有者
- ・対象住宅 ①玄関、台所、トイレ、浴室及び居室の床面積の合計が50㎡以上の住宅
②空家解体後に同地番において空家解体工事完了から3年以内に新築工事請負契約を締結し、新築された住宅
- ・基本額 10万円
- ・加算額 下記から合計で最大50万円

	加算名称	要件	加算額
1	若者支援	申請者が30歳未満	10万円
2	子育て支援	申請者が扶養する同一世帯の15歳以下の子ども	1人につき10万円
3	市内業者利用	新築住宅の建築に係る工事請負業者が市内	30万円
4	過疎地域加算	市内過疎地域に認定された地域（伊香保・小野上・赤城地区）に住宅を取得	30万円
5	居住誘導区域加算	市が指定する居住誘導区域内に住宅を取得	10万円

- ・令和4年度予算案計上額 300万円
- ・施行予定日 令和4年4月1日

(2) 移住定住新生活応援事業助成金（拡充）

- ・ 概 要 市内への転入による人口増加、転出抑制を図り、将来の定住へ繋げるため、婚姻又はパートナーシップ宣誓を機に新居において新生活を開始した世帯に対し最大20万円の助成金を交付
※令和3年度は基本額5万円、加算額5万円の最大10万円
- ・ 対 象 者 ①婚姻日等から6カ月を経過していない
②市内に住民登録がある
③申請日における年齢が2人とも40歳未満
④婚姻日等から前後6カ月の間に転居又は転入により市内の住宅で新生活を開始している（住宅購入、賃貸の制限はありません）
- ・ 基 本 額 10万円
- ・ 加 算 額 婚姻等の当該者が婚姻等の日の6カ月前から申請の日までの間に市外からの転入者であった場合、1人につき5万円加算（最大10万円）
- ・ 令和4年度予算案計上額 650万円
- ・ 施行予定日 令和4年4月1日
- ・ 令和3年度交付状況（令和4年2月16日時点）
 - ①交付件数：26件（うち20件・29名が市外からの移住加算該当者）
 - ②交付済額：230万円

資料3

担当：市民環境部市民協働推進課 課長 生方 茂樹 電話0279-22-2463 内線4314

インターネット上の誹謗中傷等の被害者を支援する事業を開始します

インターネット上で誤った情報を書き込んだり、他人の名誉を傷つけたりする誹謗中傷が深刻な社会問題となっていることから、インターネット上で被害を受けた人を支援する事業を、令和4年度の新規事業として開始する予定です。相談体制を整備するほか、事案の解消に係る経費の一部を助成します。

1 目 的

インターネット上の誹謗中傷等により被害を受けた人に対して、不安や不利益を軽減するために支援を行うものです。

2 経 緯

インターネットの普及により、匿名での情報発信が容易になったことで、SNS上で誤った情報を書き込んだり、他人の名誉を傷つけたりする誹謗中傷が深刻な社会問題となっています。このような状況を踏まえ、渋川市は「渋川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」を制定する方針とし、インターネット上で被害を受けた人に対して、不安や不利益を軽減するための支援をすることとしました。

3 支援体制

(1) 相談窓口の開設（事業開始予定日：令和4年4月1日(金)）

市民協働推進課内に相談窓口を開設し、相談に対して関係機関の紹介や一般的な対応の助言をします。

(2) 弁護士相談の実施（事業開始予定：令和4年4月～）

毎月1回、弁護士による無料相談を実施予定です。相談に対して法律による解決等の助言をします。

(3) 解決に係る一部費用の助成（事業開始予定日：令和4年4月1日(金)）

インターネット上に書き込まれた情報に対して削除又は発信者情報を開示する請求を弁護士に依頼する費用に対して補助します。

①補助対象者 削除請求又は発信者情報開示請求を弁護士に依頼する市民

②補助対象経費 弁護士との契約時に支払う着手金

③補助金額 補助対象経費の2分の1を補助（上限15万円）

※1,000円未満切捨て

4 令和4年度予算案計上額 224万7千円

5 その他

インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援については、群馬県が支援体制を整備していますが、県内市町村においては県内初の取り組みになります。

資料4

担当：市民環境部市民課 課長 星野 美和子 電話0279-22-2459 内線1110

マイナンバーカードを利用した住民票の写し等の コンビニ交付サービスを開始します

市民の利便性の向上及びマイナンバーカードの普及を促進するため、マイナンバーカードを利用して、コンビニ等で住民票の写し等の証明書が取得できるサービスを開始します。

また、併せて市役所窓口等でもマイナンバーカードを利用することで、コンビニ交付と同様に申請書を記入することなく証明書の交付申請ができる「らくらく窓口証明交付サービス」を導入します。この「らくらく窓口証明交付サービス」の導入は県内では初になります。

1 コンビニ交付サービス

- (1) 開始日時 令和4年11月1日(火) ※予定
- (2) 交付場所 全国のマルチコピー機が設置されているコンビニエンスストア等
約5万6,000店舗
- (3) 交付時間 毎日午前6時30分～午後11時まで ※年末年始を除く
- (4) 取得可能証明書
 - ・住民票の写し
 - ・印鑑登録証明書
 - ・税証明書

2 らくらく窓口証明交付サービス

- (1) 開始日時 令和4年11月1日(火) ※予定
- (2) 交付場所 市役所本庁舎市民課、各行政センター、渋川駅前証明サービスコーナー
- (3) 交付時間 各窓口の開庁日時
 - ・市民課及び各行政センター＝午前8時30分～午後5時15分
 - ・渋川駅前証明サービスコーナー＝午前10時30分～午後7時

参考

1 コンビニ交付導入状況（令和4年2月18日現在）

- ・全国のサービス提供市区町村数＝915市区町村
- ・県内のサービス提供市区町村数＝12市町村

<導入市町村>

前橋市、高崎市、伊勢崎市、沼田市、館林市、富岡市、みどり市、吉岡町、
嬭恋村、東吾妻町、玉村町、邑楽町

2 渋川市におけるマイナンバーカード交付状況（令和4年1月末現在）

- ・交付枚数＝2万2,440枚（交付率29.73%）
- ・申請枚数＝2万6,637枚（申請率35.29%）

3 窓口での証明書交付実績（令和2年度）

- ・住民票の写し＝3万3,806枚
- ・印鑑証明書＝2万1,597枚
- ・所得証明書＝4,632枚
- ・課税証明書＝771枚

※窓口：本庁、各行政センター、駅前証明サービスコーナーの総合計

4 らくらく窓口証明交付サービスとは

利用者が、窓口に設置したタッチパネル操作端末で、コンビニのキオスク端末と同じ画面で申請することができ、証明書は窓口で職員が手数料と引き換えに交付するものです。取得できる証明書は、コンビニ交付で提供している証明書と同一のもののみですが、申請書の記入の負担軽減のほか、マイナンバーカードと4桁の暗証番号（利用者証明書用）で本人認証を行うため、窓口での本人確認書類の提示も不要となります。

市役所等窓口で操作に慣れていただくことで、コンビニでの利用につながり、窓口の混雑緩和も期待されます。

なお、富岡市では、コンビニと同様のキオスク端末を庁内に設置していますが、らくらく窓口証明交付サービスの導入は、県内では初です。

資料5

担当：総合政策部デジタル行政推進課 課長 佐藤 昭代 電話0279-25-8414 内線2450
 市民環境部市民課 課長 星野 美和子 電話0279-22-2459 内線1110

令和4年臨時日曜窓口の開設と市民サービスの向上を目的とした窓口サービスの実施状況をお知らせします

窓口業務に関する市民サービスの向上を図るため、転入・転出者が多く、各種届出等で市の窓口が混雑する3月の最終日曜日及び4月の第1日曜日に臨時窓口を開設します。また、その他の市民サービス向上を目的に実施している窓口業務の状況についてお知らせします。

1 臨時日曜窓口の開設

(1) 開設日時 令和4年3月27日(日)及び令和4年4月3日(日)
 両日とも午前9時～午後5時

(2) 開設窓口・取扱業務

開設窓口		取扱業務
本 庁 舎	市民課 22-2459	<ul style="list-style-type: none"> ●住民票の写し、戸籍謄抄本の交付 ●印鑑登録の受付 ●印鑑登録証明書の交付 ●転入届、転出届、転居届の受付 ●戸籍に関する届出の受付 ●マイナンバーカードの交付等手続き ●パスポート（日本国旅券）の交付 ※パスポート（日本国旅券）の申請に係る業務は取り扱いしません。
	保険年金課 22-2461	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険に関する手続き ●後期高齢者医療に関する手続き ●福祉医療に関する手続き ※一部取り扱うことができない場合があります。
	税務課 市民税係 庶務・諸税係 22-2113	<ul style="list-style-type: none"> ●所得証明書、課税証明書、非課税証明書の交付 ●所在地証明書の交付 ※課税業務（住民税の申告受付等）に係る業務は取り扱いしません。
	資産税係 22-2189	<ul style="list-style-type: none"> ●評価通知書の交付 ●評価証明書、公課証明書の交付 ●公図等の写しの交付 ※課税業務に係る業務は取り扱いしません。
納税課 22-2390	<ul style="list-style-type: none"> ●市税等の収納 ●納税証明書の交付 	
第 二 庁 舎	上下水道局 料金窓口:(株)両毛 ビジネスサポート 渋川事業所 22-2531	<ul style="list-style-type: none"> ●水道の開始・休止、名義変更の受付 ●口座振替の変更・解約 ●水道料金請求先変更の受付 ●水道料金等の収納 ※現地対応に係る業務は取り扱いしません。

(3) 臨時日曜窓口の直近3カ年の利用実績

	来庁者	取扱件数
平成31年	97人	136件
令和2年	66人	108件
令和3年	152人	206件

2 火曜延長窓口

(1) 概要 毎週火曜日に窓口業務の一部を19時まで延長しています

(2) 開設窓口・取扱業務

開設窓口	取扱業務
本庁舎 税務課 市民税係 22-2113 資産税係 22-2189	<ul style="list-style-type: none"> ●所得、課税、非課税証明書の交付 ●所在地証明書の交付 ●評価通知書の交付 ●評価、公課証明書の交付 ●公函などの写しの交付 ※課税業務（住民税の申告受付等）に係る業務は取り扱いません。
納税課 22-2390	<ul style="list-style-type: none"> ●市税などの収納 ●納税証明書の交付
市民課 22-2459	<ul style="list-style-type: none"> ●住民票の写し、戸籍謄抄本の交付 ●印鑑登録の受付 ●印鑑登録証明書の交付 ●個人番号カードの交付 ●パスポート（日本国旅券）の交付 ※転入届、転出届、転居届は取り扱いません。 ※パスポート（日本国旅券）の申請に係る業務は取り扱いません。
第二庁舎 上下水道局 22-2531	<ul style="list-style-type: none"> ●水道開始、休止、名義変更の受付 ●口座振替変更、口座振替解約 ●水道料金請求先の変更 ●水道料金の収納 ※現地対応に係る業務は取り扱いません。

(3) 火曜延長窓口の直近3カか年の利用実績

	来庁者	取扱件数
平成30年度	1,435人	2,125件
令和元年度	1,331人	1,899件
令和2年度	1,161人	1,763件

3 渋川駅前証明サービスコーナー

(1) 概要 土曜日や日曜・祝日なども、証明書の取得が可能なサービスコーナーを渋川駅前プラザ内に開設しています

(2) 開設時間 午前10時30分～午後7時

(3) 休業日 火曜日（火曜日が祝日の場合は、翌水曜日。）、年末年始等。

(4) 交付可能な証明書

- ・戸籍全部・個人事項証明書（謄抄本）
- ・除籍全部・個人事項証明書（謄抄本） ※電算化（現在）戸籍のみ
- ・戸籍の附票の写し ※電算化（現在）戸籍のみ
- ・住民票の写し、住民票の除票の写し
- ・住民票記載事項証明 ※市の様式のみ
- ・印鑑登録証発行 ※本人が来所できる場合に限りです
- ・印鑑登録証明書
- ・所得証明書、所得課税証明書、課税証明書 ※未申告の場合は発行できません
- ・非課税証明書 ※未申告の場合は発行できません。ただし、被扶養者は一部交付可能
- ・評価通知書、評価証明書 ※いずれも一部を請求する際、所在地が分かる場合は可能
- ・納税証明書（税目ごとの証明）※軽自動車税車検用納税証明書は発行できません
- ・市税に未納のない証明（完納証明）※未申告の場合は発行できません

(5) 問い合わせ先 渋川駅前証明サービスコーナー（電話0279-24-0022）

(6) 駅前証明サービスコーナー 利用実績

年度	戸籍関係	住民票関係	印鑑関係	税関係	合計
令和元年度	483	1,825	1,775	334	4,417
令和2年度	427	2,230	1,904	391	4,952
令和3年度	440	2,115	1,895	400	4,850

※令和3年度は、2月17日現在。

4 総合型ワンストップサービスコーナー

(1) 概要

平成31年4月から、お悔やみや出生、転入などの住所異動の際に必要な複数の手続きについて、1カ所で済ますことのできる窓口を開設しています。

健康保険や福祉医療、介護保険、児童手当、各種福祉手当などの手続きについて、1つの窓口で関係課の担当職員が順番に対応します。

※臨時日曜窓口では実施していません。

(2) 開設場所 渋川市役所本庁舎1階市民課前

(3) 開設時間 市役所開庁日の午前8時30分～午後5時

(4) 問い合わせ先 市民課（直通電話0279-22-2459）

(5) 総合型ワンストップサービスコーナー 利用実績

年度	おくやみ関係	タクシー券	補助金	転入転居等	戸籍届出関係	相談・問い合わせ	その他	計
令和元年度	133	626	26	14	6	19	14	838
令和2年度	7	149	2	0	0	6	2	166
令和3年度	0	0	0	0	1	0	1	2
合計	140	775	28	14	7	25	17	1,006

※令和3年度は、2月17日現在。

※令和2年度後期～3年度は、主にマイナポイント支援コーナーとして利用していたため、実績が少なくなっています。

資料6

担当：教育部生涯学習課 課長 橋爪 豊 電話0279-22-2500 内線4950

ふるさと再発見 渋川の偉人展第9回目として 「上毛民俗学の父 今井善一郎顕彰展」を開催します

渋川市にゆかりのある先人の功績を広く紹介し、郷土の誇りとして後世に末永く継承していくための、ふるさと再発見 渋川の偉人展第9回目として、明治時代に旧北橋村下箱田の旧家に生まれ、民俗学者・柳田国男に師事して多くの研究成果を残し、また群馬県内各地の民俗調査に尽力した、今井善一郎の偉業を讃える「上毛民俗学の父 今井善一郎顕彰展」を3月1日(火)から開催します。
初日の3月1日(火)には、関係者による開催セレモニーを行います。

1 目的

渋川市にゆかりのある先人の功績に改めて光をあて讃えとともに、多くの方々にその功績をより深く知っていただき、郷土の誇りとして後世に末永く継承していくために顕彰展を開催するものです。

令和3年12月の木暮足翁顕彰展に続き、その第9回目(※)として、上毛民俗学の父・今井善一郎を取り上げます。

※顕彰展は今回が11回目ですが、偉人展は9回目になります。

2 内容

旧北橋村下箱田出身で、群馬県の民俗学研究に大きな足跡を残した今井善一郎の業績の紹介と、直筆の水彩画や篆刻などの関連資料を展示します。

3 会場・開催期間

(1) 市役所本庁舎市民ホール

令和4年3月1日(火)～10日(木) 午前8時30分～午後5時15分

※3月1日(火)は午後0時30分から

※市役所閉庁日は除く

(2) 市役所第二庁舎あじさいサロン

令和4年3月14日(月)～18日(金) 午前8時30分～午後5時15分

4 展示品

解説用のパネルのほか個人所蔵の水彩画などを展示予定

※作成した解説用のパネルは、顕彰展終了後に市内の各小中学校で行う巡回展示での使用を予定しています。

5 開催協力

顕彰展の開催にあたり、今井善一郎のご子息の方々に協力を得ています。

6 その他

令和4年3月1日(火)の午後0時15分から、市長ほか、関係者を含めた開催セレモニーを市民ホールで実施します。



写真 今井善一郎(個人所蔵)

参考

今井善一郎略歴

- 1909年 (明治42年) 旧北橋村大字下箱田の今井家に生まれる
- 1916年 (大正5年) 橘尋常高等小学校(現・渋川市立橘小学校)に入学する
- 1922年 (大正11年) 前橋中学校(現・群馬県立前橋高等学校)に入学する
- 1933年 (昭和8年) 慶應義塾大学法学部を卒業し家業に従う
- 1937年 (昭和12年) 『橘陰郷土かるた』を橘小学校に寄贈し、求めに応じてその解説書『橘陰郷土読本』を作る
- 1941年 (昭和16年) 『習俗歳時記』を民俗学者の柳田国男に拝呈し、礼状として葉書をもらう
- 1946年 (昭和21年) 「上毛民俗の会(後の上毛民俗学会)」発会式を開き世話人となる
- 1952年 (昭和27年) 群馬県文化財専門委員を委嘱される
- 1955年 (昭和30年) 北橋村村議会議員となる 『田中清六伝』を刊行する
- 1957年 (昭和32年) 北橋中学校校歌を作詞し、10月制定される
- 1958年 (昭和33年) 『根井行雄伝』を刊行する
- 1959年 (昭和34年) 北橋村村議会議長に就任する
- 1963年 (昭和38年) 群馬県立博物館協議会委員となる 北橋村教育委員に就任する
- 1965年 (昭和40年) 橘小学校校歌を作詞し、昭和41年3月制定される
- 1966年 (昭和41年) 北橋村社会教育委員となる
- 1968年 (昭和43年) 「北橋村の民俗」等の成果により上毛民俗学会が第7回柳田国男賞を受ける
文化財保護の功績により群馬県功労者として表彰される
- 1969年 (昭和44年) 北橋村文化財調査委員となる
- 1970年 (昭和45年) 調停関係の業績により東京高等裁判所長官より表彰される
文化財保護法施行25周年を記念し功績により文化庁より表彰される
- 1971年 (昭和46年) 北橋村村章を作り制定される
- 1973年 (昭和48年) 「たちばな音頭」を作詞する
- 1974年 (昭和49年) N・H・K教育テレビ市民大学講座「柳田国男の世界」第1回「故郷七十年」に声の出演をする
- 1975年 (昭和50年) 『日本民俗誌大系(角川書店刊)第8巻関東編』に「習俗歳時記」収録される
群馬県史編さん専門委員会参与となる
『北橋村誌』完成する 「歴史(古代～近代) 伝説 事件 文化財」を執筆する
第4回高橋元吉文化賞受賞の通知を受ける
- 1976年 (昭和51年) 1月10日 午後3時30分脳出血のため亡くなる。各新聞とも「上毛民俗学の父」としてその死を悼む
勲五等瑞宝章を追贈される